
監 査 公 表

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年1月27日

高知県監査委員
7 高行管第361号
令和7年10月30日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和7年9月12日付け7高監報第7号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足及び知識不足であり、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われない。

特に、今回の指摘事項8件が全て契約事務に関するものであることを踏まえ、契約事務については、基本的な事項を改めて確認し、適正な事務処理を行うよう求める。

2 意見に対する措置状況

日頃の支出審査や会計検査等を通じて、常に法的根拠を意識しながら会計事務を行うという基本的な姿勢を職員に身に付けてもらえるように支援するとともに、会計事務の基礎研修、実務研修の実施により、職員が会計事務への理解を深め、知識を向上できるよう引き続き取り組みます。

また、各所属の決裁過程でチェックの要となる課長補佐等に加え、会計事務に関して担当者への指導を中心となって行うチームに対し、会計事務に関するOJTの推進や部下の業務の進捗管理の重要性を意識づける研修を行うとともに、所属からの依頼に応じた出前研修の実施により、組織としてのチェック機能の強化を図ります。併せて、会計事務優良所属表彰により所属の好事例を他所属へ紹介するなど、適正な会計事務の執行に向けた職員の意欲の向上を図ります。

今回の指摘事項が全て契約事務に関するものであったことについては、「会計管理局だより」で事例を紹介するとともに、会計事務研修や会計検査の機会を利用し、全所属に対して引き続き注意喚起を行います。

さらに、現在検討中の財務会計システムの再構築の中で、人為的ミス防止機能の拡充や事務の効率化・簡素化を図ることにより、事務処理の誤りが生じにくい仕組みづくりに引き続き取り組んでまいります。

第2 指摘事項の該当機関

1 健康政策部薬務衛生課

(1) 指摘事項

食品営業台帳管理システム運用保守委託業務において、契約書に添付すべき仕様書を添付していなかった。

これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

契約締結時の支出負担行為決議書には、契約書案に仕様書を添付して決裁を受けていましたが、契約書を作成する際に仕様書の添付を失念し、公印押印の際にも確認ができていなかったことによるものです。

(3) 措置状況

契約の相手方には経過を説明し、契約書と仕様書を一緒にして保管していただくよう依頼しました。

また、再発防止のため、指摘事項について課内で情報共有するとともに、契約時の確認について、収入・支出事務のチェックシートを活用して必ず複数人で確認するようチェック体制を見直しました。

2 子ども・福祉政策部障害福祉課

(1) 指摘事項

障害者差別解消法に係る啓発事業の企画・運営委託業務の契約書において、受託者の会社名の記載が漏れていた。

これは、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印をしなければ、当該契約は、確定しないものとする定められた、地方自治法第234条第5項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

契約書作成時に、受託者の会社名の記載漏れに気付かず、その後2回行った変更契約の際にも、確認不足から、同様に会社名の記載がない状態で契約書を作成してしまったものです。

(3) 措置状況

今回の指摘を踏まえ、契約書を作成する際は、会計管理課が発行している業務委託契約書のチェックポイントを活用して確認を行うとともに、当該チェックポイントに今回指摘を受けた「受託者を確認する」という項目を所属独自に追加することで、記載漏れがないよう確認を徹底し、再発防止に努めます。

3 林業振興・環境部林業環境政策課

(1) 指摘事項

令和6年度高知県立甫喜ヶ峰森林公園展示林整備工事に係る入札において、入札者の納付した入札保証金が、見積もる契約金額の100分の5を下回っており、入札を無効とすべきであったがこれを有効とし、契約を締結していた。

これは、納付すべき入札保証金が不足しているときは、入札を無効とすると定めた、高知県契約規則第30条において準用する同規則第21条の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

担当者及び決裁者における関係規程の理解と確認が不十分であったことにより、入札保証金の金額は「見積もる契約金額の100分の5以上」であるところ、「入札金額の100分の5以上」と誤認し、処理を行ったものです。

(3) 措置状況

今回の指摘事項について所属の全職員に共有し注意喚起を行うとともに、各職員が事務処理を行う際の参考となるよう、内部統制リスク評価シートに指摘を踏まえた具体的な確認事項を追記し、周知しました。

今後は、事業担当者、入札担当者及び決裁者に入札保証金について正しく理解させるとともに、関係規程を確実に確認し、適切な事務処理を行います。

併せて、入札参加者に対し、入札保証金の制度を正しく理解してもらうよう丁寧な説明を行います。

4 水産振興部漁業管理課

(1) 指摘事項

ア 令和6年度高知県高速漁業取締船「小鷹」上架定期検査修繕工事外1件の予定価格調書において、決裁権者による決裁が行われていなかった。

これは、契約担当者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した予定価格調書を作成しなければならないと定めた、高知県契約規則第30条において準用する同規則第15条の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

イ 令和6年度高知県高速漁業取締船「小鷹」上架定期検査修繕工事請負契約変更契約書（第1回）において、所属が保管する当該契約書に契約担当者の押印漏れがあった。

これは、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印をしなければ、当該契約は、確定しないものとするとして定め、地方自治法第234条第5項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

ア 漁業取締船の上架定期検査修繕工事外1件の予定価格調書を作成する際に、高知県事務処理規則で定められた決裁権者による決裁を行っていなかったもので、関係規則について担当者の認識が十分でなかったことや、決裁過程でのチェックが不十分であったことが原因です。

イ 漁業取締船の上架定期検査修繕工事請負契約の変更契約書において、担当者が契約の相手方が保管する変更契約書についてのみ押印し、所属で保管する変更契約書への押印を失念していたものです。

(3) 措置状況

ア 同様の事務処理が発生しないよう所属で内容を共有するとともに、施行伺の段階で予定価格調書の決裁権者を明記し事前に複数人で確認することにより再発防止に努めます。

イ 同様の事務処理が発生しないよう所属で内容を共有するとともに、契約書を作成するときは、内容に不備がないか複数人で確認することによりチェック体制を強化し、再発防止に努めます。

5 水産振興部漁港漁場課

(1) 指摘事項

漁港港勢調査委託業務において、契約書に特記仕様書と調査実施要領を添付していなかった。

これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則第36条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

契約締結の施行伺の際には、事前に決裁を受けていた特記仕様書及び調査実施要領を添付していたところ、契約の相手方から提出された契約書の突合作業を契約担当者が失念し、特記仕様書と調査実施要領を添付していない契約書により契約を締結したものです。

(3) 措置状況

今後、このような事務処理が発生しないよう、電子契約

の場合も含めて、複数人による課内での突合作業を徹底するとともに、契約の相手方への落札事項決定通知の際に、必要提出書類として特記仕様書等を明記して通知するようにしました。

7 高企電第410号
令和7年10月29日

高知県監査委員 様

高知県公営企業局長

定期監査の結果に対する措置状況について（通知）

令和7年9月12日付け7高監報第7号で報告のありました監査結果に対する措置状況について、下記のとおり通知します。

記

機関名：電気工水課

1 指摘事項

永瀬・吉野・杉田発電所流木処理委託業務の予定価格調書において、入札書比較価格のみの記載となっており、予定価格の記載がなかった。

これは、契約担当者は、随意契約によるときは、あらかじめ、予定価格を定めなければならないと定めた、高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）第18条の3の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 措置状況

今回の指摘事項につきまして、当課は消費税の課税事業者として、申告納付を行っており、事業の執行については税抜き金額で検討することが多いため、予定価格調書に税込み予定価格を記載しなければならない認識が薄かったことによるものです。

今後は、作成者は予定価格調書に対して認識を改め、開札時の入札担当者及び立会者による確認を徹底することとしました。

7 高教政第503号
令和7年10月16日

高知県監査委員 様

高知県教育長

定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

令和7年9月12日付け7高監報第7号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況等について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

機関名：人権教育・児童生徒課

1 指摘事項

令和6年度「SNS等を活用した相談事業」委託業務において、企画提案内容を協議により変更したにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。

これは、契約担当者は、随意契約によるときは、あらかじめ、予定価格を定めなければならないと定めた、高知県契約規則第31条の3の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 原因又は理由

公募型プロポーザル方式で選定された候補者との交渉において、企画提案書の記載事項の一部を変更しました。

企画提案書の変更があった場合には、予定価格調書の作成が必要であることは認識していましたが、当該変更は仕様書に記載されていない事項についてのものであったことから、予定価格調書の作成は省略可能であると判断したことによるものです。

3 措置状況

所属職員に対して、今回の指摘事項の情報共有を行うとともに、プロポーザル方式を採用する場合は、「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に沿った適正な運用を徹底することについて、周知を行いました。

併せて、プロポーザル方式で選定された候補者との交渉結果は議事録として作成し、見積合わせの相手方の決定伺に添付することで、決裁過程での確認を徹底し、再発防止を図ってまいります。